報告第 30 号

専決処分の報告について（丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱）

丸亀市教育長に対する事務委任等規則第 2 条の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同規則第 3 条第 2 号の規定により、これを報告する。

令和 8 年 9 月 29 日提出

丸亀市教育委員会

教育長　末　澤　康　彦

専　決　処　分　書

丸亀市生涯学習推進員の解嘱及び委嘱について、丸亀市教育長に対する事務委任等規則第2条の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年9月1日

丸亀市教育委員会
教育長　末　澤　康　彦

1　被解嘱者

コミュニティ名	氏名	備考
城北コミュニティ	片山　和雄	城北コミュニティセンター所長

2　解嘱年月日

令和8年9月1日

3　解嘱理由

辞退の申し出があったため

4　被委嘱者

コミュニティ名	氏名	備考
城北コミュニティ	児玉　正明	城北コミュニティセンター所長

5　委嘱期間

令和8年9月1日から令和9年6月30日まで（前任者の残任期間）

生 涯 学 習 推 進 員 名 簿

コミュニティ名	氏　名	
城　北	児 玉　正 明	※
城　西	大 岡　隆 彦	※
城　乾	石 井　克 範	※
城　坤	佐々木　茂樹	※
城　南	山 地　淳 之	※
土　器	矢 野　利 枝	※
飯　野	横 田　秀 樹	※
川　西	田 岡　伸 介	
郡　家	山 本　兼 司	※
垂　水	町 戸　吉 文	
本　島	保 科　光 男	※
広　島	高 木　和 弘	※
栗　熊	武 内　聡 明	※
岡　田	松尾　　綾	
富　熊	内 海　貴 支	※
飯山南	進　　和 彦	
飯山北	原 田　伸 二	

※　…各コミュニティセンター所長

____…令和８年９月１日委嘱

委嘱期間　　令和８年９月１日から令和９年６月 30 日まで

当初委嘱期間　　令和７年７月１日から令和９年６月 30 日まで